

●香川県警察本部告示第4号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年6月13日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(大型車等講習の細目) 第49条 略  (1)～(3) 略 (4) 略  ア 大型車講習及び中型車講習 略 イ 普通車講習			(大型車等講習の細目) 第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。 ア 大型車講習及び中型車講習 略 イ 普通自動車		
講習事項の区分	講習方法	講習時間	講習事項の区分	講習方法	講習時間
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第4項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る講習については、専ら人を運搬する構造の普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	1時間	普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第4項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。	1時間
略			略		

附 則  
この規程は、平成20年6月13日から施行する。